

公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第12号の規定に基づき、本会の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類及び対象)

第2条 表彰は、次の区分により行う。

- (1) スポーツ功労賞
本県におけるスポーツの普及振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) スポーツ優秀賞
国際大会又は全国大会で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの
- (3) スポーツ奨励賞
前号に準ずる大会等で優秀な成績をあげ、その功績が顕著なもの
- (4) 国民スポーツ大会賞
国民スポーツ大会において優秀な成績をあげる等、その功績が顕著なもの
- (5) スポーツ少年団功労賞
スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- (6) スポーツ推進賞
県民に感動を与え又は本県の発展に貢献する等、その功績が顕著なもの

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

2 表彰は、随時行う。

(推薦及び決定)

第4条 被表彰候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、本会及び本会の加盟団体等が行う。

2 表彰の審議、決定は、次により行う。

- (1) 第2条第1項第1号から第4号及び第6号は、前項の推薦に基づき、公益財団法人宮崎県スポーツ協会表彰委員会が行う。
- (2) 第2条第1項第5号は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

(規程の変更)

第5条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、本会の表彰に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和2年3月 3日 一部改正
- 3 令和5年6月16日 一部改正